

かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「かながわスマートエネルギー計画」を推進するため、第3条に掲げる事業に要する経費に対し、神奈川県（以下「県」という。）が予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。

(1) 共同住宅

2以上の世帯が居住する空間が同一の建物にある構造の住宅をいい、事務所や店舗などとの併用住宅を含む。

(2) 管理組合

建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条若しくは第65条に規定する管理組合又は第47条第1項（第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人であって、代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体として主要な点が確定し規約が制定されているものをいう。

(3) リース

契約の名称にかかわらず、利用者が希望する設備（未使用品に限る。）を事業者が代わりに購入して利用者に使用させ、その代金を設備の販売会社に支払い、利用者からは購入代金（元本）に金利等の諸経費を加えたものを設備使用の対価（対価の名称にかかわらず、以下「リース料」という。）として回収するものであって、契約期間中の中途解約が原則禁止されているもの。

(補助事業)

第3条 補助の対象とする事業は、次のとおりとし、その範囲及び補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は別表1から別表11に定める。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金
- (3) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金
- (4) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金
- (5) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金
- (6) 神奈川県水素ステーション整備費補助金
- (7) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金
- (8) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金
- (9) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金
- (10) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金
- (11) 神奈川県地域電力供給システム整備事業費補助金

2 補助事業者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 過去2年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (2) 過去6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
- (3) 次の申立てがなされていないこと。

- ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て
- (4) 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
- (5) 補助事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財政能力を有すること（債務超過の状況にないこと。）。
- (6) 県税その他の租税を滞納していないこと。
- (7) 神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (9) 補助対象設備の設置場所と同一の所在地において、申請年度に前項のうち第5号を除く各号の補助金及び神奈川県太陽光発電初期費用ゼロ促進事業費補助金交付要綱に基づく補助金の交付決定を受けていないこと（予定も含む。）。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1から別表11に定めるものとする。

2 前項の経費の算出に当たっては、次の金額を控除するものとする。

- (1) 国の補助金を受ける場合は、当該補助金のうち、補助対象経費に係る補助額。ただし、第3条第1項第5号及び第6号の補助事業は除く。
- (2) 消費税及び地方消費税相当額

（補助額の算出方法等）

第5条 補助額は、別表1から別表11に定める方法で算出するものとする。

2 前項の規定により算出した補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（申請時の提出書類等）

第6条 補助事業者が、補助金の交付申請をする場合は、別表1から別表11に掲げる書類を知事が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 知事は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。

（申請の取下げのできる期間）

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の実施）

第9条 補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後に、補助事業に着手しなければならない。補助事業の着手は、別表1から別表11に定めるとおりとする。

- 2 補助事業は補助事業を実施した年度の3月末日までに完了しなければならない。なお、補助事業完了の日は、別表1から別表11に定める期日とする。

(交付の条件)

第10条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、補助額（第3条第1項第1号及び第8号の補助事業にあつては設備の種類ごとの補助額）に影響を及ぼすことがないものについてはこの限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が事業完了予定日までに完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

(変更の申請)

第11条 前条第1号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表11に定める様式を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があつた場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。ただし、変更が適当であると認めた場合でも、第7条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 3 前条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合は、別表1から別表11に定める様式を知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、前項の規定による申請書の提出があつた場合において、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。

(状況報告及び調査)

第12条 規則第10条の規定による状況報告は、別表1から別表11に定める様式により、補助事業を実施する年度の3月末日までに行わなければならない。ただし、当該期日が神奈川県の日を定める条例（平成元年神奈川県条例第12号）第1条第1項の規定による県の休日（以下「県の休日」という。）に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。また、同期日までに第15条に規定する実績報告を行った場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要に応じて補助事業者から補助事業の遂行の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(決定の取消し)

第13条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- (4) 補助事業の実施に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行ったとき。
- (5) 第3条第1項第2号の補助事業については、第6条に基づく申請を建築主が行った場合で、第15条に基づく実績報告時まで管理組合が設立されなかった場合

(補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、前条の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(実績報告)

- 第15条 規則第12条の規定による実績報告は、別表1から別表11に掲げる書類により、補助事業完了の日から2か月以内又は補助事業を実施した翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに行わなければならない。ただし、当該期日が県の休日に当たるときは、その休日の前日をもってその期限とみなす。
- 2 前項に規定する実績報告は、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 3 知事は実績報告書の内容審査の結果、必要と認められるときは補助事業者に対して補助事業に関し報告を求め、補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を調査し、又は関係者に質問をすることができる。
- 4 補助事業者は、前項の規定による報告の聴取、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

(補助金の額の確定及び支払)

- 第16条 規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したときは、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額と当該確定額が相違する場合に限り、別表1から別表11に定める様式により補助事業者に対し通知するものとする。ただし、第7条又は第11条の規定により通知した交付決定額を増額することはできないものとする。
- 2 この補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に精算交付するものとする。

(財産の処分の制限)

- 第17条 規則第17条ただし書きの規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、別表1から別表11に定めるとおりとする。
- 2 前項の処分制限期間内において、補助事業により取得した財産を処分しようとするとき又は補助事業をリース、割賦若しくは第3条第1項第1号の補助事業における電力販売により実施する場合で、補助事業者が処分制限期間又はリース、割賦若しくは電力販

売契約の期間内に補助対象財産を使用者から引き上げようとするときは（以下取得した財産の処分及び補助対象財産の引き上げを「処分等」という。）、補助事業者は、あらかじめ別表1から別表11に定める様式により処分等の承認について知事に申請し、その承認を受けなければならない。

- 3 知事は、前項の規定による書類の提出があった場合において、その内容を審査した上で、別表1から別表11に定める様式により通知するものとする。
- 4 知事は、前項の規定により財産処分等を承認するときに、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を請求するものとする。
- 5 補助事業者は、前項の規定による補助金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを県に納付しなければならない。

（書類の整備等）

- 第18条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間又は第17条に定める処分制限期間のいずれか長い期間が経過するまで保存しなければならない。
 - 3 補助事業者が法人又は管理組合である場合で、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

- 第19条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。
- (1) 個人にあつては、住所又は氏名を変更したとき。
 - (2) 法人又は管理組合にあつては、所在地、名称又は代表者を変更したとき。
 - (3) 第3条第1項第5号の補助事業にあつては、補助対象の燃料電池自動車等の使用者の住所を変更したとき。

（暴力団の排除）

- 第20条 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に基づき、次の各号のいずれかに該当する者が補助事業者に含まれる場合には、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団
 - (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (3) 法人又は管理組合にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの。
- 2 知事は、補助事業者が補助金の申請を行ったとき又は補助金の交付決定を受けた以降に、補助事業者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報等を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助金の交付決定を受けた補助事業者が、第1項に該当すると判明したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 前項の規定による処分に関しては、第13条を準用する。

(アンケート調査等への協力)

第21条 補助事業者は、県が補助事業の効果を把握するため、補助事業終了後に行うアンケート調査等並びに別表1、別表4及び別表10に定める県への協力事項に協力するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者から報告された内容及び補助事業の結果について、インターネットの利用その他の方法により公表することができる。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月17日から施行する。

2 前項の施行日以降、以下の要綱は廃止するものとする。

- (1) 神奈川県自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
- (2) 神奈川県共同住宅用自家消費型太陽光発電等導入費補助金交付要綱
- (3) 神奈川県蓄電システム導入費補助金交付要綱
- (4) 神奈川県EV活用自家消費システム導入費補助金交付要綱
- (5) 神奈川県分散型エネルギーシステム導入費補助金交付要綱
- (6) 神奈川県燃料電池自動車等導入費補助金交付要綱
- (7) 神奈川県水素ステーション整備費補助金交付要綱
- (8) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付要綱
- (9) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス導入費補助金交付要綱
- (10) 神奈川県既存住宅省エネ改修費補助金交付要綱
- (11) 神奈川県ネット・ゼロ・エネルギー・ビル導入費補助金交付要綱
- (12) 地域電力供給システム整備事業費補助金交付要綱

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月22日から施行する。

別表7 第3条第1項第7号に規定する補助金（神奈川県水素供給設備導入事業費補助金）

<p>1 定義</p>	<p>別表7において、次に掲げる用語の定義は、以下に定めるところによる。</p> <p>(1) 水素供給設備 燃料電池産業車両へ水素を充填する設備及びその付属設備をいう。</p> <p>(2) 燃料電池産業車両 燃料電池を搭載し、水素を燃料電池の燃料として用いるフォークリフトをいう。</p>														
<p>2 第3条の補助事業の範囲</p>	<p>(1) 県内に水素供給設備を導入する事業とする（実証は除く。以下別表7において「第7号補助事業」という。）。ただし、県の資金を原資とする他の補助金の交付を受けた若しくは今後交付を受ける予定のある事業を除く。</p> <p>(2) 新設のほか、実証等を目的として導入済みの設備を転用し、増設・改造する場合にも適用する。</p>														
<p>3 第3条の補助事業者</p>	<p>(1) 補助事業者は、第7号補助事業を実施する法人（国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人を除く。以下別表7において同じ。）とする。</p> <p>(2) 水素供給設備をリースにより設置する場合は、リース事業者とリースを受ける水素供給設備の使用者が共同申請を行うこととする。</p> <p>(3) 前号の場合、リース事業者は、リースを受ける水素供給設備の使用者から領収するリース料の算定に当たり、元本相当額から補助金相当額分を減額することとする。</p>														
<p>4 第4条の補助対象経費</p>	<p>補助対象経費は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="470 1305 1345 2072"> <thead> <tr> <th data-bbox="470 1305 646 1350">1 区分</th> <th data-bbox="646 1305 813 1350">2 費目</th> <th data-bbox="813 1305 1345 1350">3 定義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="470 1350 646 1630"></td> <td data-bbox="646 1350 813 1630">(1)受電設備</td> <td data-bbox="813 1350 1345 1630">高圧交流開閉器、キュービクル式受変電設備等の機器本体</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 1630 646 2000">1 設備機器費（水素供給設備一式）</td> <td data-bbox="646 1630 813 2000">(2)水素製造装置</td> <td data-bbox="813 1630 1345 2000">水素製造装置本体、原動機及び補機（改質設備/水電解設備等の水素製造に係る設備、水素精製設備、水素除湿設備、原料圧縮機、純水製造設備、制御設備、ベース架台、防音ボックス、換気設備、照明設備、弁、安全弁、圧力計、温度計、ガス漏えい検知器、水素純度測定分析計、凍結防止装置）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="470 2000 646 2072"></td> <td data-bbox="646 2000 813 2072">(3)圧縮機</td> <td data-bbox="813 2000 1345 2072">ガス圧縮機本体、原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装</td> </tr> </tbody> </table>			1 区分	2 費目	3 定義		(1)受電設備	高圧交流開閉器、キュービクル式受変電設備等の機器本体	1 設備機器費（水素供給設備一式）	(2)水素製造装置	水素製造装置本体、原動機及び補機（改質設備/水電解設備等の水素製造に係る設備、水素精製設備、水素除湿設備、原料圧縮機、純水製造設備、制御設備、ベース架台、防音ボックス、換気設備、照明設備、弁、安全弁、圧力計、温度計、ガス漏えい検知器、水素純度測定分析計、凍結防止装置）		(3)圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装
1 区分	2 費目	3 定義													
	(1)受電設備	高圧交流開閉器、キュービクル式受変電設備等の機器本体													
1 設備機器費（水素供給設備一式）	(2)水素製造装置	水素製造装置本体、原動機及び補機（改質設備/水電解設備等の水素製造に係る設備、水素精製設備、水素除湿設備、原料圧縮機、純水製造設備、制御設備、ベース架台、防音ボックス、換気設備、照明設備、弁、安全弁、圧力計、温度計、ガス漏えい検知器、水素純度測定分析計、凍結防止装置）													
	(3)圧縮機	ガス圧縮機本体、原動機及び補機（弁、圧力計、温度計、水分除去装													

			置、圧力制御装置、吸水フィルタ、吐出フィルタ、インタークーラー、アフタークーラー、セパレーター、潤滑油タンク、潤滑油ポンプ、サージタンク、安全弁等)、吸入から吐出までの本体及び補器の接続配管、ベース架台、防音ボックス、防音ボックス換気設備、防音ボックス照明設備、原動機側制御盤、付属電気設備、低圧水素昇圧設備水素ガスサクシオンタンク・サクシオンスナッパータンク及び補機(弁、安全弁、圧力計、圧力制御装置、フィルタ)、接続配管
		(4)蓄圧器	ガス容器本体、弁、安全弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、接続配管、ガス容器取付架台、カバー、照明設備
		(5)ディスプレイペンサー	流量計、弁、圧力計、温度計、圧力制御装置、充填ホース、緊急離脱カップラー、充填カップラー、表示器、カードリーダー、プリンター、接続配管、充填管理システム、防護柵、課金システム、通信機器(通信充填写受信機器等)、充填ノズル
		(6)冷却水装置	冷却水供給装置、冷却塔、ポンプ、熱交換器、ファン、原動機、接続配管
		(7)計装空気設備・窒素設備	計装空気圧縮機(駆動用を含む。)、原動機及び補機、窒素設備、接続配管
		(8)散水設備・貯水槽・防消火設備	冷却散水ポンプ、原動機及び補器、貯水槽及び付属品
		(9)制御装置・監視装置・検知警報設備	水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、ディスプレイペンサー、冷却散水ポンプ等の制御装置、ガス洩れ検知警報設備、火災検知設備、感震設備、制御盤屋外ボックス、防犯・セキュリティ設備(避雷針を含む。)、通報装置、非常停止装置、警戒標
		(10)その他設備	その他燃料電池産業車両に燃料として水素を供給するために必要な設備(ディスプレイペンサー上の屋根、衝突防止柵、

		障壁等)
2 設計費	(1)設計費	水素供給設備の設計費、土木・建設工事の設計費（土質調査、測量を含む。）、図書作成費
	(2)官公庁申請費	高圧ガス製造許可申請、開発許可申請、建築確認申請等の届出費用、届出図書作成費
3 設備工事費	(1)基礎工事費	水素供給設備一式（受電設備、水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽、制御装置・監視装置・検知警報設備、その他の設備）に係る基礎工事、付属配管を敷設する為の工事（トレンチ等）
	(2)現地配管工事費	冷却散水設備用配管（弁、散水ノズル等の付属品を含む貯水槽以降及び貯水槽への給水配管）工事、計装空気配管工事（弁等の付属品含む。）、ベント配管工事（水封タンク含む。）、防消火装置用配管
	(3)据付工事費	水素供給設備一式に係る据付工事費
	(4)試運転調整費	水素供給設備一式に係る試運転調整費
	(5)舗装工事費	水素スタンド用地及び付属配管の埋設部分の舗装工事費、法定緑化工事費、砕石敷費 ※車両停車位置等の表示を含む。
	(6)給排水設備工事費	敷地内給水・排水に係る設備一式の設備工事費（冷却水などの給水、散水、雨水等の排水等）（水素スタンド用地内に限る。） ※材料費、工事費を含む
	(7)照明設備工事費	必要な照度を確保するための照明設備工事費（高圧ガス保安法一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則に定めるものを含む。）
	(8)電気工事費	水素供給設備一式に係る電気工事費 ※材料費、工事費を含む。
4 諸経費	(1)電気又は水道に係る工事	電気の供給設備に関する工事費負担金、給水配管・排水配管工事負担金

		負担金に 要する費 用	
		(2)その他 間接経 費・管理 費等	共通仮設費、現場管理費、一般管理 費、諸経費（その他必要な経費で県知 事が認める経費）
5 第5条の補 助額の算出方 法	<p>(1) 第7号補助事業に係る補助対象経費に3分の1を乗じた額又は20,000千円のうち、いずれか低い額とする。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、「6 第6条の交付申請に係る提出書類」の規定による申請が複数あり、かつ、前号の規定により算出した各々の額の合計が予算額を上回っている場合には、予算額を当該額に応じて按分することで算出する。</p>		
6 第6条の交 付申請に係る 提出書類	<p>(1) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付申請書（第1号様式）</p> <p>(2) 当該法人に係る現在事項若しくは履歴事項証明書（発行から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの、財務諸表（直近2か年分）及び役員等氏名一覧表（第1号様式別紙）</p> <p>(3) 申請する施設に係る設備の仕様書</p> <p>(4) 対象設備の設計図面</p> <p>(5) 周辺地図</p> <p>(6) 設備等のシステム図・配置図・第7号補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し</p> <p>(7) リースにあつては、共同申請同意書（第1号様式別紙2）、設備のリースに係る契約書（写し）（契約が未締結の場合は、見積書（写し）又はこれに代わるもの）、リース料計算書及びリース料の算定に当たり元本相当額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類及びリースで設置する設備の使用者の現在事項若しくは履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）又はこれに代わるもの</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p>		
7 第7条の交 付の決定等に 係る様式	<p>補助金の交付を決定したときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により通知する。</p>		
8 第9条第1 項の補助事業 の着手	<p>次の各号に掲げる日のうち、最も早い日とする。</p> <p>(1) 第7号補助対象設備を設置した日</p> <p>(2) 第7号補助対象設備の設置工事（増設・改造工事含む。）の着工日</p>		
9 第9条第2 項の補助事業 完了の日	<p>設置、代金支払いの両方を終えた時点とする。</p>		

10 第11条第1項の変更の申請に係る様式	神奈川県水素供給設備導入事業費補助金変更承認申請書（第4号様式）。リースの場合は、変更承認共同申請同意書（第4号様式別紙）を添付する。
11 第11条第2項の変更の承認等に係る様式	変更が適当であると認めるときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金変更承認通知書（第5号様式）により、適当であると認めなかったときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金変更不承認通知書（第6号様式）により通知する。
12 第11条第3項の中止又は廃止の申請に係る様式	神奈川県水素供給設備導入事業費補助金中止・廃止承認申請書（第7号様式）。リースの場合は、中止・廃止承認共同申請同意書（第7号様式別紙）を添付する。
13 第11条第4項の中止又は廃止の承認等に係る様式	中止又は廃止が適当であると認めるときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金中止・廃止承認及び交付決定取消通知書（第8号様式）により、中止又は廃止が適当であると認めなかったときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金中止・廃止不承認通知書（第9号様式）により通知する。
14 第12条の状況報告に係る様式	神奈川県水素供給設備導入事業費補助金実施状況報告書（第10号様式）
15 第15条の実績報告に係る書類	<ul style="list-style-type: none"> (1) 神奈川県水素供給設備導入事業費補助金実績報告書（第11号様式） (2) 補助金振込先の口座名義人（フリガナ）、金融機関名、店名、預金の種類及び口座番号が記載されている部分の通帳等の写し（補助金振込先は、補助事業者名義の口座に限る。） (3) 請求書（写し） (4) 請求明細書（写し） (5) 領収書（写し）又は金融機関発行の振込証（写し） (6) 設備の完成を証する書類 (7) 取得した設備の写真 (8) 完成図書 (9) 工程表 (10) 導入した設備のシステム図・配置図・仕様書 (11) 補助額に影響を及ぼすことがない第7号補助対象設備の仕様等を変更した場合は、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金仕様変更報告書（第11号様式別紙）及び変更に係る書類 (12) その他知事が必要と認める書類
16 第16条の補助金の額の確定に係る様式	神奈川県水素供給設備導入事業費補助金交付額確定通知書（第12号様式）

	財産の種類		期間
	17 第17条第1項の知事が定める財産の種類及び期間	水素供給設備一式	受電設備、水素製造装置、圧縮機、蓄圧器、ディスペンサー、冷却水装置、計装空気設備・窒素設備、散水設備・貯水槽・防消火設備、制御装置・監視装置・検知警報設備、その他設備
工事負担金		敷地外の中圧ガス本支管工事に関する負担金、給水配管・排水配管工事に関する負担金、電気の供給設備に関する工事費負担金 [無形固定資産で全額償却（定額）]	15年
上記以外の財産			「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間
18 第17条第2項の財産処分等に係る様式	神奈川県水素供給設備導入事業費補助金財産処分等承認申請書（第13号様式）		
19 第17条第3項の財産処分等の承認等に係る様式	処分等が適当であると認めたときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金財産処分等承認通知書（第14号様式）により、処分が適当であると認めなかったときは、神奈川県水素供給設備導入事業費補助金財産処分等不承認通知書（第15号様式）により通知する。		